

◎新潟県告示第754号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年7月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-メトキシ-N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]アセタミド（通称名：M e t h o x y a c e t y l f e n t a n y l）及びその塩類
- (2) 2-（{[2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エチル]アミノ}メチル）フェノール（通称名：25I-NBOH、2C-I-NBOH）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成30年6月30日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。